

|   |         |                         |  |
|---|---------|-------------------------|--|
| 六十七<br>画像   | 画像      | 画像                      | 画像   |
|   | 画像用部品   | 土木構造物<br>橋梁<br>電波塔      | 劇場<br>野球場<br>美術館   |
| 備考<br>一 この表の上欄一から六十五までに掲げる物品に係る物品の区分に属する物品について意匠登録出願をするときは、その物品の属する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。<br>二 この表の上欄六十六に掲げる建築物に係る物品の区分に属する建築物について意匠登録出願をするときは、その建築物の属する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。<br>三 この表の上欄六十七に掲げる画像に係る物品の区分に属する画像について意匠登録出願をするときは、その画像の属する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。 | 情報表示用画像 | 入力用画像<br>選択用画像<br>設定用画像 | インジケータ<br>用画像<br>スライダ<br>用画像<br>アイコ<br>ン用画<br>像<br>チエック<br>ボツ<br>クス用画<br>像<br>ツール<br>バー用<br>画像 |

|   |      |      |      |
|---|------|------|------|
| 備考<br>一 この表の下欄に掲げる物品の区分に属する物品について意匠登録出願をするときは、その物品の属する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。<br>[新設]<br>[新設]<br>[新設] | [新設] | [新設] | [新設] |
|   |      |      |      |
|   |      |      |      |

|   |                 |  |
|---|-----------------|--|
| 備考<br>別表第二(第八条関係)<br>別表第二を次のように改める。<br>四 この表の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品、建築物又は画像について意匠登録出願をするときは、その下欄に掲げる物品の区分と同程度の区分による物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。<br>二 この表の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、その下欄に掲げる物品の区分と同程度の区分による物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。 | 一 組の食品セット       |  |
|   | 二 組の嗜好品セット      |  |
|   | 三 組の衣服セット       |  |
|   | 四 組の身の回り品セット    |  |
|   | 五 組の美容用具セット     |  |
|   | 六 組の繊維製品セット     |  |
|   | 七 組の室内装飾品セット    |  |
|   | 八 組の清掃用具セット     |  |
|   | 九 組の洗濯用具セット     |  |
|   | 十 組の保健衛生用品セット   |  |
|   | 十一 組の飲食用容器セット   |  |
|   | 十二 組の調理器具セット    |  |
|   | 十三 組の飲食用具セット    |  |
|   | 十四 組の慶弔用品セット    |  |
|   | 十五 組の照明機器セット    |  |
|   | 十六 組の空調機器セット    |  |
|   | 十七 組の厨房設備用品セット  |  |
|   | 十八 組の衛生設備用品セット  |  |
|   | 十九 組の整理用品セット    |  |
|   | 二十 組の家具セット      |  |
|   | 二十一 組のペット用品セット  |  |
|   | 二十二 組の遊戯娯楽用品セット |  |
|   | 二十三 組の運動競技用品セット |  |
|   | 二十四 組の楽器セット     |  |
|   | 二十五 組の教習具セット    |  |
|   | 二十六 組の事務用品セット   |  |
|   | 二十七 組の販売用品セット   |  |
|   | 二十八 組の運搬機器セット   |  |
|   | 二十九 組の運輸機器セット   |  |
|   | 三十 組の電気・電子機器セット |  |